ひたちなか市合理的配慮推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第8条第2項の規定に基づき事業者が行う必要かつ合理的な配慮の提供を推進することにより、障害者への理解促進と差別の解消を図り、もって障害者福祉の向上に寄与するため、事業者が行う合理的な配慮の提供に係る事業に要する経費について補助金を交付することに関し、ひたちなか市補助金等交付規則(平成6年規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 障害者 法第2条第1号に規定する障害者をいう。
 - (2) 事業者 法第2条第7号に規定する事業者をいう。
 - (3) 社会的障壁 法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、 事業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、市税の未納がない者 とする。
 - (1) 市内において、飲食、物販、医療等の不特定多数の者が利用し、かつ、 障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者
 - (2) 自治会,コミュニティ組織,ボランティア団体,市民活動団体等の市内で活動する団体

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助 対象者が行う事業のうち次に掲げるものとする。
 - (1) 市内の店舗等において使用される点字メニュー、音訳パンフレット、コミュニケーションボード等の社会的障壁の除去に資するコミュニケーションツール(以下「コミュニケーションツール」という。)の作成
 - (2) 市内の店舗等において使用される筆談ボード,折り畳み式スロープ,受付用ローカウンター,高さ可動式テーブル等の社会的障壁の除去に資する

物品(以下「合理的配慮推進物品」という。)の購入

(3) 市内の店舗等における段差の解消,手すりの設置,和式トイレの洋式トイレへの改修,引き戸への交換等の社会的障壁の除去に資する工事(以下「合理的配慮推進工事」という。)の施工

(補助対象経費)

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に 掲げる補助対象事業に要する経費のうち市長が適当と認めるものとする。ただし、 当該補助対象事業に要する経費のうち国、県等の制度等の他の制度による補助の 対象となる経費については、補助対象経費に含めないものとする。
 - (1) コミュニケーションツール作成費 (コミュニケーションツールの作成に要する経費をいう。以下同じ。)
 - (2) 合理的配慮推進物品購入費(合理的配慮推進物品の購入に要する経費をいう。以下同じ。)
 - (3) 合理的配慮推進工事施工費(合理的配慮推進工事の施工に要する経費を いう。以下同じ。)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表の左欄に掲げる補助対象経費 の区分に応じ、補助対象経費の額に同表の中欄に掲げる補助率を乗じて得た額(そ の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は同表の右欄 に掲げる補助限度額の額のいずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業を行う前に、ひたちなか市合理的配慮推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に定める補助対象経費の種類に応じた書類を添えて、これを市長に提出するものとする。
 - (1) コミュニケーションツール作成費

ア 仕様書

- イ コミュニケーションツール作成費となる経費の額等がわかる見積書 の写し
- ウ 複数のコミュニケーションツールの作成について申請する場合にあっては、コミュニケーションツール作成内訳書(様式第2号)
- エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 合理的配慮推進物品購入費
 - ア 購入しようとする合理的配慮推進物品の内容がわかるカタログ等の 写し
 - イ 合理的配慮推進物品購入費となる経費の額等がわかる見積書の写し
 - ウ 複数の合理的配慮推進物品の購入について申請する場合にあっては,

合理的配慮推進物品購入內訳書(様式第3号)

- エ その他市長が必要と認める書類
- (3) 合理的配慮推進工事施工費
 - ア 工事計画書 (様式第4号) 又は工事請負契約書の写し
 - イ 合理的配慮推進工事施工費となる経費の額等がわかる見積書の写し 及び工事図面の写し
 - ウ 合理的配慮推進工事の施工前の現況写真
 - エ 申請者が合理的配慮推進工事を行おうとする住宅等について改修を 行う権原を有しない場合にあっては、当該住宅等の所有者その他当該住 宅等について権原を有する者の承諾書
 - オ その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

- 第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときにあっては、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件及び指示事項を付した上で、ひたちなか市合理的配慮推進事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、補助金を交付しないことを決定したときにあっては、ひたちなか市合理的配慮推進事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。
- 2 同一年度における一の補助対象者に対する補助金の交付の回数は、別表に掲げ る補助対象経費の区分ごとに1回を限度とする。

(交付申請の変更)

- 第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第7条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、ひたちなか市合理的配慮推進事業補助金変更申請書(様式第7号)に市長が必要と認める書類を添えて、これを提出するものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、変更を 承認することを決定したときにあってはひたちなか市合理的配慮推進事業補助金 変更承認決定通知書(様式第8号)により、変更を承認しないことを決定したと きにあってはひたちなか市合理的配慮推進事業補助金変更不承認決定通知書(様 式第9号)により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

- 第10条 申請者は,第7条の規定による申請を取り下げようとするときは,ひたちなか市合理的配慮推進事業補助金交付申請取下届出書(様式第10号)を市長に提出するものとする。
- 2 前項の規定による届出があったときは、当該補助金の交付の決定は、なかった

ものとみなす。

(実績報告)

- 第11条 交付決定者は、当該交付を受けた補助金に係る補助対象事業が完了した ときは、当該完了後速やかに、ひたちなか市合理的配慮推進事業補助金実績報告 書(様式第11号)に次に掲げる補助対象経費の種類に応じた書類を添えて、こ れを市長に提出するものとする。
 - (1) コミュニケーションツール作成費又は合理的配慮推進物品購入費
 - ア 納品書の写し
 - イ 領収書の写し
 - ウ その他市長が必要と認める書類
 - (2) 合理的配慮推進工事施工費
 - ア 工事請負契約書の写し
 - イ 工事内訳書の写し
 - ウ 領収書の写し
 - エ 合理的配慮推進工事の施工後の現況写真
 - オ その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

- 第12条 市長は、前条の規定による報告があった場合には、その内容を審査する ほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金 の額を確定し、その確定した額を、ひたちなか市合理的配慮推進事業補助金交付 額確定通知書(様式第12号)により、当該交付決定者に通知するものとする。 (補助金の請求等)
- 第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、ひたちなか市合理的配慮推進事業補助金交付請求書(様式第13号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

- 第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付 決定者に対し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交 付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。
 - (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) その他補助金の交付が不適当と認めるとき。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額
コミュニケーションツール作成費	2分の1	30,000円
合理的配慮推進物品購入費	2分の1	100,000円
合理的配慮推進工事施工費	2分の1	200,000円